# 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について(手続の 追加)

内容は別紙のとおり

## 要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(外部結合、業務委託)

(担当部課:総合政策部行政管理課、情報システム課、危機管理担当部危機管理課、地域振興部地域コミュニティ課、多文化共生推進課、子ども家庭部子ども家庭支援課、健康部健康づくり課、保健予防課、環境清掃部環境対策課、ごみ減量リサイクル課、都市計画部防災都市づくり課、教育委員会事務局学校運営課)

# 事業の概要

事業名	行政手続のオンライン化等の推進							
担当課	行政管理課、情報システム課、危機管理課、地域コミュニティ課、多文化共生							
	推進課、子ども家庭支援課、健康づくり課、保健予防課、環境対策課、ごみ減量							
	リサイクル課、防災都市づくり課、学校運営課							
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政   手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。							
対象者	資料1-1の手続の申請者							
事業内容	1 概要							
	区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治							
	体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)が提供する「東京共同電							
	子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医							
	療証の申請などの手続をオンラインで受け付けている(平成16年度第7回本審							
	議会承認・了承済。以降、手続の追加の都度、情報公開・個人情報保護審議会に諮							
	問・報告し、承認・了承済となっている。)。							
	この度、新たに資料1-1の手続を追加することで、さらなる区民の利便性の							
	向上を図ることとする(各手続の事業概要は、参考1-1を参照)。							
	2 個人情報保護管理運営会議への付議内容							
	(1)外部結合							
	既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続							
	の追加を行う。							
	(2)業務委託							
	「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社							
	が取扱う手続の追加を行う。							
	※個人情報の流れは、資料1-2のとおり							

# <u>件名</u> 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について(手続の 追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和4年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済の内容からの変更箇所

<u> </u>	一个和4年度第8回情報公開・個人情報保護番譲去承認済の内容からの変更固度					
保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、危機管理課、地域コミュニティ課、多文化共生推進課、子ども家庭支援課、健康づくり課、保健予防課、環境対策課、ごみ減量リサイクル課、防災都市づくり課、学校運営課					
登録業務の名称	追加する手続(登録業務)は、資料1-1のとおり					
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料1-1のとおり					
結合の相手方	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター) ※東京都と都内区市町村で構成されている。					
結合する理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、構成団体で共同利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。					
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末を接続する。					
結合の開始時期と期間	<b>令和5年4月1日以降</b> (以降、同様の外部結合を行う。) ※上記相手方との外部結合は、平成17年1月から行っている。					
情報保護対策	<ul> <li>【運用上の対策】</li> <li>1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。</li> <li>【システム上の対策】</li> <li>1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</li> <li>2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</li> <li>3 インターネット側と東京電子自治体共同運営センター内ネットワークとは分離するとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。</li> <li>4 東京電子自治体共同運営センター内の機器等は冗長構成(信頼性向上のため予備機を設置)とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、東京電子自治体共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。</li> <li>5 東京電子自治体共同運営センターにおけるシステム・ネットワークの状</li> </ul>					

- 態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得する。 取得したログは、定期的に分析を行う。
- 6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者(他の自治体・他の業務担当者等)による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
- 7 必要に応じて利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による 運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止す る。

# <u>件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る運用管理業務の委</u> <u>託について(手続の追加)</u>

<u>※太字ゴシック(下線)が、令和4年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済の内容から</u> の変更箇所

<u>の変更固別</u>						
保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、危機管理課、地域コミュニティ課、 多文化共生推進課、健康づくり課、保健予防課、環境対策課、ごみ 減量リサイクル課、防災都市づくり課、学校運営課					
登録業務の名称	追加する手続は、資料1-1のとおり					
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク、ISO27001取得)					
委託に伴い事業者に処 理させる情報項目(だ れの、どのような項目 か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料1-1のとおり					
処理させる情報項目の 記録媒体	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)のサーバ					
委託理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は、窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができる。 上記委託先については、東京電子自治体共同運営協議会に承認された事業者であり、セキュリティの安全確保に優れた事業者であるため。					
委託の内容	東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・ 届出サービス」の運用管理					
委託の開始時期及び期 限	<b>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</b> (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)					
委託にあたり区が行う 情報保護対策	【運用上の対策】  1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。  2 契約にあたっては、特記事項(別紙)を付す。  【システム上の対策】  1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通					

信は不可とする。

- 2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
- 3 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者(他の自治体・他の業務担当者等)による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
- 4 ダウンロードした申請情報ファイルは、担当係専用フォルダへ 保存するとともに、パスワードを付す。

また、ダウンロードした申請情報ファイル内容を申請者一覧ファイルに追加した後は、申請情報ファイルは削除する。

さらに、申請者一覧ファイルについては、常時、各担当係専用 フォルダへ保存するとともに、パスワードを付すことで、特定の 職員のみがアクセスできるようにする。

### 【運用上の対策】

- 1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。
- 2 契約にあたっては、特記事項(別紙)を付し、遵守させる。
- 3 情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックの実施をさせる。
- 4 情報セキュリティ対策が適切に行われているか、外部監査を実施させる。
- 5 情報セキュリティ対策の内部監査を実施させ、定期的な点 検、評価、見直し等を行わせる。

### 【システム上の対策】

- 1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。
- 2 通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
- 3 インターネット側と東京電子自治体共同運営センター内ネットワークとは分離させるとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
- 4 東京電子自治体共同運営センター内の機器等は冗長構成(信頼性向上のため予備機を設置)とさせる。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、東京電子自治体共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止させる。
- 5 東京電子自治体共同運営センターにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得させる。取得したログは、定期的に分析を行わせる。
- 6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情

# 受託事業者に行わせる情報保護対策

報による運用により、	第三者	(他の自	治体·	他の業務担当	当者等)
による個人情報の盗用	、改ざん	し、成り	すまし	を防止させる	5.

7 必要に応じて利用者に交付される ID・パスワードやアドレス 情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、 成りすましを防止させる。

# 特 記 事 項

#### (基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (個人情報の保有の制限等)

3 乙は、業務を行うために個人情報を保有するときは、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

#### (不適正な利用の禁止)

4 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用して はならない。

#### (適正な取得)

5 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

#### (利用目的の明示)

6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために個人情報を取得するときは、本人に 対しその利用目的を明示しなければならない。

#### (持出しの禁止)

7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場 所の外へ持ち出してはならない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

9 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され、又は乙が取得した 個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託等の禁止)

- 11 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託又は二以上の段階の業務 の委託(以下「再委託等」という。)をしてはならない。
- 12 乙は、個人情報を取り扱う業務をやむを得ず再委託等する必要がある場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 13 前項の場合において、乙は、乙から再委託等を受けた者(以下「再委託等先」という。)に本特記 事項に定める義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果につ いて責任を負うものとする。
- 14 第 12 項の場合において、乙は、再委託等先に対して、当該業務に従事している者及び従事してい た者に次のことを周知しなければならない。
  - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に利用してはならないこと。
  - イ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 176 条及び第 180 条の罰則の適用が あること。
- 15 第 12 項の場合において、甲は、必要に応じて甲自ら又は乙を通じて、再委託等先に報告を求め、

調査を行い、指導することができるものとする。

- 16 第12項の場合において、乙は、再委託等先との契約書に本特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。
- 17 第 12 項の場合において、乙は、再委託等先に対して甲が再委託等先に課した個人情報保護対策に基づき、適正に業務を実施していることを甲自ら又は乙を通じた立入り調査等により確認をうけるように講じさせるものとする。この場合において、甲は、再委託等先に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 18 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して前項による確認を、年度当たり1回以上うけるように講じさせるものとする。

## (個人情報の取扱いに関する苦情への対応)

19 乙は、区民等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その 処理状況を甲に報告しなければならない。

#### (資料等の返還等)

- 20 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され又は乙が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還又は引き渡さなければならない。また、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去しなければならない。
- 21 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、その記録を保存するとともに、甲に対して廃棄又 は消去をしたことの証明書等を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、廃棄又は消去の状 況について確認を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う従事者の指定)

22 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

## (業務に関する報告)

- 23 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (監査)
- 24 乙は、甲が乙に課した個人情報保護対策に基づき、乙が適正に業務を実施していることを甲の立 入り調査等により確認をうけるものとする。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行 い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施 状況を明らかにするものとする。
- 25 乙は、前項による確認を、年度当たり1回以上うけるものとする。

#### (従事者に対する教育)

26 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施する とともに、個人情報の保護に関する法律について周知するものとする。

#### (事故発生時等における報告)

27 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (公表等)

28 甲は、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができるものとする。

#### (損害の賠償)

29 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (契約解除)

- 30 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部または一部を解除することができるものとする。
- 31 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害 の賠償を請求することはできないものとする。